

第 5 回

熊本県議会

# 教育警察常任委員会会議記録

平成29年12月 8 日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第5回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

平成29年12月8日(金曜日)

午前9時59分開議

午前10時56分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成29年度熊本県一般会計補  
正予算（第5号）

議案第12号 工事請負契約の変更について  
議案第39号 専決処分の報告及び承認につ  
いて

議案第40号 専決処分の報告及び承認につ  
いて

議案第41号 専決処分の報告及び承認につ  
いて

議案第42号 平成29年度熊本県一般会計補  
正予算（第6号）

報告第2号 専決処分の報告について  
閉会中の継続審査事件（所管事務調査）に  
ついて

報告事項

- ① 「くまもと県民交流館」指定管理候  
補者の選定結果について
- ② 【蒲島県政3期目】創造的復興に向  
けた重点10項目について

出席委員（8人）

委員長 浦田 祐三子  
副委員長 高木 健次  
委員 山本 秀久  
委員 氷室 雄一郎  
委員 吉永 和世  
委員 小早川 宗弘  
委員 磯田 毅  
委員 吉田 孝平

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 宮 尾 千加子  
教育理事 山 本 國 雄  
教育総務局長 青 木 政 俊  
教育指導局長 越 猪 浩 樹  
教育政策課長 江 藤 公 俊  
学校人事課長 手 島 和 生  
社会教育課長 坂 本 富 明  
文化課長 岡 村 郷 司  
施設課長 猿 渡 伸 之  
高校教育課長 牛 田 卓 也  
義務教育課長 高 本 省 吾  
特別支援教育課長 藤 田 泰 資  
人権同和教育課長 徳 永 憲 治  
体育保健課長 西 村 浩 二

警察本部

本部長 村 田 達 哉  
警務部長 森 川 武  
生活安全部長 松 岡 範 俊  
刑事部長 吉 長 立 志  
交通部長 奥 田 隆 久  
警備部長 石 原 裕 洋  
首席監察官 杉 村 武 治  
参事官兼警務課長 熊 川 誠 吾  
参事官兼会計課長 木 村 浩 憲  
理事官兼総務課長 開 田 哲 生  
参事官兼生活安全企画課長 吉 田 至  
参事官兼刑事企画課長 國 津 剛  
参事官兼交通企画課長 船 江 英 二  
参事官兼警備第一課長 中 村 勇 一  
交通規制課長 瀬 河 清 信

事務局職員出席者

議事課主幹 槇 原 俊 郎

政務調査課主幹 福田 孔明

午前9時59分開議

○浦田祐三子委員長 おはようございます。

ただいまより、第5回教育警察常任委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について、警察本部、教育委員会の順に説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、着座のまま、簡潔にお願いします。

初めに、警察本部長から総括説明を行い、続いて担当課長等から順次説明をお願いいたします。

初めに、村田警察本部長。

○村田警察本部長 おはようございます。

委員の皆様には、改めまして、平素から警察行政の各般に渡り、格段の御理解と御支援をいただいておりますことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

それでは、今回県警察から提案しております4件の議案等につきまして、概要を御説明いたします。

まず、第1号議案、平成29年度熊本県一般会計補正予算(第5号)でございます。

繰越明許費につきましては、県庁警察棟無停電電源装置更新工事など、年度内に事業が完了しない可能性がある工事関係について、4億4,200万円の設定をお願いいたしております。さらに、債務負担行為につきまして、「まち」と「ひと」を守る声掛け安心実現事業など、平成30年度当初から業務を開始する必要がある事業について、5億2,800万円余の設定をお願いしております。

次に、第12号議案、工事請負契約の変更についてでございますが、これは、平成28年9月定例会において議決されました熊本合志警

察署(仮称)で、現在熊本北合志警察署でございますけれども、庁舎新築工事請負契約につきまして、工期及び契約金額の変更をお願いしております。

次に、報告第2号でございますが、これは、専決処分させていただきました5件の交通事故の和解についての報告でございます。

最後に、12月6日に追加提案されました第42号議案、平成29年度熊本県一般会計補正予算(第6号)でございます。人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う職員給与につきまして、3億9,200万円余の増額補正をお願いしております。

詳細につきましては、それぞれ担当者から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○浦田祐三子委員長 次に、担当課長等から説明をお願いします。

○木村会計課長 警察本部の提出議案のうち、予算関係議案につきまして、お手元の説明資料で御説明をいたします。

資料の1ページをお願いします。

上段の繰越明許費補正でございます。まず1段目の項の欄、警察管理費で3億9,900万円の設定をお願いしております。

これは、県庁警察棟無停電電源装置の更新工事、菊池警察署七城駐在所の解体工事など、警察施設整備に関する事業でございます。

次に、2段目の警察活動費で600万円の設定をお願いしておりますのは、初動捜査支援システムの移設工事に伴うものでございます。

3段目の警察災害復旧費で3,700万円の設定をお願いしておりますのは、熊本地震により被災した小国警察署赤馬場駐在所の災害復旧工事に伴うものでございます。

以上、これらの工事につきましては、いづ

れも復旧・復興関連事業に係る工事需要の高まり等の影響を受けて、年度内に工事を完了しない可能性があるため、繰り越しの設定を行うものでございます。

次に、下段の債務負担行為補正でございます。

警察関係業務につきまして、5億2,847万8,000円の限度額設定をお願いしております。

これは、説明欄に記載しております「まち」と「ひと」を守る声かけ活動業務委託など、平成30年度当初から業務を開始する必要がある委託業務に係る経費でございます。

また、これらの業務に2カ年度にわたり業務を委託するものが一部含まれていることから、平成30年度から平成31年度までの2カ年間にわたり債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、条例等議案第12号、工事請負契約の変更についてでございます。

資料は2ページと3ページをごらんください。

これは、平成28年9月の熊本県議会定例会において議決されました熊本合志警察署(仮称)庁舎新築工事請負契約につきまして、工期及び契約金額の変更をお願いするものでございます。

変更理由としましては、地盤改良工事において、掘削作業の妨げになった地中の転石の除去や大規模地震発生に伴う汚水管破断を想定した追加工事等を行う必要があったことから、工期のうち終期につきまして、平成30年2月28日までを平成30年3月15日までに、契約金額につきまして、14億3,856万円を14億4,442万2,755円にそれぞれ変更するものでございます。

なお、本事業につきましては、現在順調に工事が進んでおり、来年4月、熊本北合志警察署として運用開始できる見込みでございます。

続きまして、資料の別冊をお願いいたします。

第42号議案、熊本県一般会計補正予算(第6号)について説明をさせていただきます。

歳出の警察費でございます。警察本部費で3億9,254万3,000円の増額をお願いしております。

これは、人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う職員給与費と退職手当費の所要額でございます。

以上、補正後の警察費総額は、395億3,967万5,000円となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○杉村首席監察官 監察課から、報告第2号議案について御説明いたします。

報告第2号、専決処分の報告についてであります。

これは、県警察の公用車交通事故に係る専決処分をさせていただいた5件の損害賠償事案の和解及び損害賠償額の決定に関し、議会へ報告させていただくものであります。

それぞれの事故の概要につきましては、6ページに記載させていただいておりますとおり、5件のうち1件が人身事故、そのほか4件はいずれも物損事故として処理されておりますが、番号1と番号3について御説明いたします。

まず、番号1の人身事故であります。この事故は、雨天時の夜間、電線火災の指令に基づき緊急走行で現場臨場中の警察車両が、見通しの悪い十字路交差点に進入する際、左方の安全不確認により、同方面から進行してきた相手方車両と衝突、さらにこの弾みで、相手方車両が交差点角の民家の壁に衝突した事故で、この事故により、相手方2名が頸椎捻挫を負ったものであります。

番号3は、賠償額100万円を超えた物損事故であります。この事故は、見通しのよい三差路交差点において、警察車両が左折する

際、右方向から進行してきた相手方車両が左折の合図を出していたため、警察車両側に曲がるものと軽信し、安全確認が不十分なまま警察車両を少し前に出したところ、そのまま直進してきた相手方車両が驚いて急停車したことにより、相手方2名が頸椎捻挫等を負ったいわゆる驚愕事故であります。直接的な衝突はなく、相手方からも人身事故としての届け出がなされませんでした。物損事故として対応しております。

この2件の事故を含め、5件全て相手方の賠償は、警察で加入している自動車保険あるいは自賠責保険で対応しております。

本年11月末現在における公用車の交通事故は、相手方が重傷を負うなどの大きな事故は発生しておりませんが、警察側に責任のあるいわゆる有責事故が、昨年のこの時期に比べて減少しているとはいうものの52件発生しております。

先般、事故当事者を警察本部等に招致し、安全運転に関する教養等を通じて再発防止に対する意識づけを図るとともに、指導員による運転指導、技能訓練等を実施したところであります。

これから年末年始にかけて、警戒警備や指導・取り締まりの活動も多くなり、公用車の稼働率も高くなってきますことから、交通事故防止に特段の注意を払い、安全運転に徹するよう指導してまいります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○浦田祐三子委員長 それでは、続いて教育委員会から説明をお願いします。

初めに宮尾教育長。

○宮尾教育長 お世話になります。

まず、委員の皆様方にお礼を申し上げます。

去る10月の管外視察、そして先月11月の管

内視察におきましては、執行部も同行させていただきました。ありがとうございました。現地で得られました情報を今後の施策に役立ててまいりたいと思っております。

それでは、今議会に提案しております教育委員会関係の議案の概要につきまして御説明させていただきます。

まず、第1号議案、平成29年度熊本県一般会計補正予算(第5号)でございますが、繰越明許費につきましては、県立高等学校施設整備事業等につきまして、年度内に執行が困難であるため、計60億2,200万円の設定をお願いしております。

次に、債務負担行為につきましては、県立高等学校再編・統合施設整備事業等、平成30年度当初から業務を開始する必要がある事業につきまして、1億7,600万円余の設定をお願いしております。

次に、議案第42号、平成29年度熊本県一般会計補正予算(第6号)でございますが、本年10月の人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴いまして、職員給与及び退職手当につきまして、14億3,500万円余の増額補正を計上しております。

これにより、教育委員会の予算総額は、1,309億8,029万3,000円となります。

次に、条例等議案でございますが、第39号議案から41号議案までは、専決処分報告及び承認に関するもので、熊本県育英資金貸付金の支払い請求に係る訴えの提起です。

以上が今議会に提案申し上げております議案等の概要です。詳細につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○浦田祐三子委員長 担当課長の説明をお願いします。

○手島学校人事課長 学校人事課でございます。

お手元の説明資料の1ページ、補正予算総括表をごらんください。

今回の補正につきましては、全て職員給与改定分であり、補正額は、合計14億3,565万4,000円を計上しております。

2ページをお願いします。

今回の補正につきましては、本年の人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴うものでございます。まず、その概要について御説明させていただきます。

今回の給与改定につきましては、県内の民間給与水準との格差を踏まえ、人事委員会勧告に基づき給与表水準を平均0.32%引き上げるとともに、勤勉手当の支給月数を0.2月引き上げるなどの改定を行うものでございます。これらの改定に伴い、職員給与費及び退職手当の増額補正をお願いするものでございます。

なお、教育委員会の退職手当につきましては、学校人事課で一括計上しておりますが、今回、退職手当算定の基礎となる給料月額改定に伴い、所要額が増額となるものでございます。

それでは御説明申し上げます。

1段目の事務局費は、事務局職員の給与費及び退職手当として1,987万7,000円、2段目の教職員人事費は、教職員の退職手当として1,570万9,000円、3段目の教職員費は、小学校教職員の給与費として5億5,149万6,000円、4段目の教職員費は、中学校教職員の給与費として3億2,134万4,000円、最下段の高等学校総務費は、高等学校教職員の給与費として3億7,354万4,000円、3ページの特別支援学校費は、特別支援学校教職員の給与費として1億4,151万6,000円を増額するものでございます。

以上、総額14億2,348万6,000円の増額補正を計上しております。

なお、社会教育課、文化課及び体育保健課につきましても、それぞれの課の職員給与に

ついて、同様の理由による増額補正を計上しておりますので、各課からの説明は省略させていただきます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○江藤教育政策課長 教育政策課でございます。

説明資料5ページ上段をお願いいたします。

教育総務費に係る繰越明許費の設定でございます。

教職員住宅管理費に係る南熊本住宅の防水改修工事及び教育センター施設整備事業に係るトイレ改修設計委託について、災害復旧事業との計画調整に日数を要し、年度内の執行が困難となったため、1,400万円の設定をお願いするものでございます。

続きまして、教育災害復旧費に係る繰越明許費の設定でございます。

教育センター災害復旧事業について、入札不調等により年度内の執行が困難となったため、1億6,400万円の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂本社会教育課長 社会教育課でございます。

説明資料の5ページの下段をお願いします。

教育災害復旧費に係る繰越明許費の設定でございます。

昨年度の豪雨災害により被災した豊野少年自然の家の災害復旧工事について、設計等に日数を要し、年度内の執行が困難となったため、5,100万円の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岡村文化課長 文化課でございます。

説明資料の6ページをお願いします。

まず、社会教育費に係る繰越明許費の設定でございます。

文化財保存事業、鞠智城整備事業について、設計の変更等で検討に時間を要した結果、年度内の執行が困難となったため、2,100万円の設定をお願いするものでございます。

続きまして、教育災害復旧費に係る繰越明許費の設定でございます。

文化財災害復旧事業、文化財資料室災害復旧事業、鞠智城跡災害復旧事業、美術館本館災害復旧費について、設計の変更等で検討に時間を要した結果、年度内の執行が困難となったため、11億5,500万円の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○猿渡施設課長 施設課でございます。

説明資料の7ページ上段をお願いします。

項の高等学校費に係る繰越明許費の設定です。

まず、県立高等学校施設整備事業及び校舎新・増改築事業の実施におきまして、災害復旧事業との計画調整に日数を要し、年度内の執行が困難となったため、並びに実習船熊本丸代船建造事業において、設計の検討などに時間を要したため、25億6,100万円の設定をお願いするものでございます。

なお、内訳は、高等学校施設整備事業、校舎新・増改築事業が19億、実習船建造事業が6億6,000万となっております。

続きまして、特別支援学校費に係る繰越明許費です。

特別支援学校施設整備事業においても、災害復旧事業との計画調整に日数を要し、年度内の執行が困難となったため、4億4,600万

円の設定をお願いするものでございます。

続きまして、教育災害復旧費に係る繰越明許費です。

県立学校施設災害復旧事業におきまして、設計に日数を要し、年度内の執行が困難となったため、2億500万円、こちらは第二高校と熊本高校になりますけれども、こちらの設定をお願いするものでございます。

以上でございます。

○牛田高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の7ページ下段をお願いいたします。

県立高等学校再編・統合施設整備事業費に係る繰越明許費の設定でございます。

これは、南稜高校食品科学科実習棟改築工事等について、設計等に日数を要し、年度内の執行が困難となったため、3億5,600万円の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤田特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

説明資料の8ページをお願いします。

特別支援学校費に係る繰越明許費の設定でございます。

特別支援教育環境整備事業について、東部支援学校(仮称)でございますが、の校舎等新築工事が入札不調等により年度内の執行が困難となったため、10億400万円の設定をお願いしております。

東部支援学校につきましては、入札不調の結果、再入札等の手続を進めましても、当初予定しておりました平成31年4月の開校までに校舎が完成しない見込みでございます。しかしながら、同一エリアにある盲学校及び熊本聾学校の余裕教室を活用し、仮教室などを確保した上で、予定どおり平成31年4月に開

校する予定でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく  
お願いいたします。

○西村体育保健課長 体育保健課でございま  
す。

説明資料の8ページ下段をお願いします。

保健体育費に係る繰越明許費の設定でござ  
います。

県営体育施設整備事業について、災害復旧  
事業との計画調整に日数を要し、年度内の執  
行が困難となったため、100万円の設定をお  
願いするものでございます。

続きまして、教育災害復旧費に係る繰越明  
許費の設定でございます。

県営体育施設災害復旧事業について、職人  
の手配に日数を要し、年度内の完了が困難と  
なったため、4,400万円の設定をお願いする  
ものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく  
お願いいたします。

○猿渡施設課長 施設課でございます。

次に、債務負担行為の設定について御説明  
いたします。

説明資料の9ページ上段をお願いいたしま  
す。

県立学校用地等賃借に係る債務負担行為の  
設定でございます。

これは、八代東高等学校の周辺住家のテレ  
ビ受信障害対策に係る共架料というのがござ  
いまして、こちらを来年4月に予定されてお  
ります九州電力との契約更新の3カ月前、つ  
まり来年1月には契約継続の意思決定を行う  
必要があります。そのため債務負担行為を設  
定するものでございます。使用料及び賃借料  
として1万9,000円を計上しております。

以上でございます。

○牛田高校教育課長 高校教育課でございま

す。

説明資料9ページ中段をお願いします。

県立高等学校再編・統合施設整備事業に係  
る債務負担行為の設定でございます。

これは、旧水俣高校普通科教室棟ほかの解  
体について、平成30年4月から、アスベスト  
使用の教室棟の解体工事を着工するに当た  
り、契約準備に3カ月程度を要するため、今  
回債務負担行為を設定するものでございま  
す。工事費及び管理委託料として1億2,868  
万9,000円を計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしく  
お願いいたします。

○藤田特別支援教育課長 特別支援教育課で  
ございます。

説明資料の9ページ下段をお願いします。

ほほえみスクールライフ支援事業に係る債  
務負担行為の設定でございます。

この事業は、県立特別支援学校に看護師を  
配置する事業ですが、看護師を派遣する医療  
機関との業務委託手続において、契約までの  
準備期間に3カ月程度を要するため、債務負  
担行為を設定するものでございます。

医療的ケア委託料として4,629万4,000円を  
計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしく  
お願いします。

○江藤教育政策課長 教育政策課でございま  
す。

説明資料の10ページをお願いいたします。

派遣職員宿舍等賃借に係る債務負担行為の  
変更でございます。

これは、本年6月議会で、派遣職員用宿舍  
の賃借について債務負担行為の設定を行って  
おり、今回の議案は、派遣職員関連経費を追  
加するものでございますことから、同一議案  
の変更で対応しようというものでございま  
す。

地震対応に係る他県からの派遣職員の受け入れの際、宿舎で必要な家電製品等賃貸借手続において、一般競争入札を行う必要があり、契約準備に3カ月程度を要するため、債務負担行為を設定するものでございます。使用料及び賃借料として178万円を追加し、変更後の限度額は4,815万6,000円となります。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○牛田高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の12ページをお願いいたします。

第39号議案は、熊本県育英資金の返還金に関して行った2人の債務者らに対する訴えの提起に係る知事の専決処分報告及び承認に関するものでございます。

当課では、育英資金返還金の未収金対策の一つとして、平成22年度から長期滞納者に対する法的措置として、支払い督促の申し立てを行っているところです。支払い督促は、県が裁判所に申し立てて、裁判所から債務者に対し、奨学金の一括返還を命じてもらうものです。

13ページに専決処分の理由の前段にありますように、支払い督促に対し、2人の債務者らから異議の申し立てがなされました。異議の申し立てがなされた場合、後段にありますように、民事訴訟法の規定により、支払い督促の申し立てのときにさかのぼって訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行いたします。

県が訴えの提起を行うには、本来、地方自治法の規定により、県議会の承認をいただく必要がございますが、このように、法の規定により、債務者からの異議申し立てと同時に訴訟へ移行する案件については、議会で御審議いただく時間がないことから、知事の専決処分といたしました。

このため、これを本議会に報告し、承認を

お願いするものでございます。

なお、相手方は、長期間にわたり、一切文書催告や電話催告に応じない方であるため、法廷に出廷していただくことで裁判後に話し合いを行うことが可能となり、ほとんどの場合、その後の分納につながっております。

続いて、14ページの第40号議案及び16ページの第41号議案も同様の事案であり、合わせて4人の債務者らから異議の申し立てがあり、訴訟に移行したものでございます。

なお、同様の内容の議案が複数に分かれておりますのは、それぞれ訴えの提起の時期が異なるものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○浦田祐三子委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑を受けた課は、課名を名乗って座ったまま説明をしてください。

まず先に警察本部に係る質疑を受け、その後教育委員会に係る質疑に入りたいと思います。

それでは、警察本部に係る質疑はありませんか。

○山本秀久委員 警察本部にお尋ねしますが、今まで私は警察の問題は大変装備の問題でいろいろいつも心配しているんですけども、十分行き届いておりますか。装備の件で、不自由なものがありませんか。捜査上の問題で、ないですか。

○熊川警務課長 警務課でございます。

装備品に関しては、個々の装備品の耐用年数等に応じました更新でありますとか、増強、これを計画的に実施しております。特にその充実に努めているところは、生命、身体に係る装備資機材、これについては、事故

防止という観点から優先的に整備を進めておるといふことで、今現在のところは、一応は十分に足りているというような状況でございます。

○山本秀久委員 今不自由はないということですね。間に合っているということですね、大体。古くなっていく装備品もたくさんあるんじゃないかと思うんだけど。

○熊川警務課長 装備資機材については、いろいろな情勢の変化によりまして、いろんな事象の変化も出てまいりますので、そういった分については新たに、県当局の理解を得ながら、資機材の整備充実を図っていききたいというふうに考えております。

○浦田祐三子委員長 ほかにありませんか。

○小早川宗弘委員 本編資料の4ページ、5、6ページで、警察車両の事故等とかの報告があったんですけども、議会ごと、必ずこういう数件、7、8件とか5、6件とか、必ず出てくるなというふうなことで。

ちょっと確認ですけども、年間で50何件という、何かそういう数字が出たと思いますけれども、それをもう一度ちょっと確認したいと思います。

○杉村首席監察官 発生件数につきましては、年平均が77件程度で、警察に責任のある有責事故が54～55件です。

○小早川宗弘委員 ここ5、6年とかあるいは7、8年ぐらいのその流れですよ、その事故発生件数。これは減少傾向にはあるんですか。

○杉村首席監察官 増減を繰り返しておりますけれども、本年に入りましてからは双方と

もに減少をしております。

○小早川宗弘委員 先ほどもいろいろ事故を起こされた方に対する研修だとか、指導だとかを一生懸命やっていたらというふうなことですけれども、年間の減少傾向とか、そういうのも、効果があるのかどうかというのちょっと検証していただいて、再度新たな研修が必要であれば、そういう研修のプログラム、内容のごたつとも変えながら、これはできるだけ、警察として示しがつかぬですよ、やっぱり警察車両が事故というのは、だ、そこら辺は徹底していただきたいというふうに思います。

以上です。

○吉永和世委員 発災からもう1年7カ月たつわけですが、復旧、復興に向けて大変御尽力いただいていることに感謝申し上げます。

被災を受けた警察施設、また、教育施設、あると思うんですが、今復旧率としてどの程度まできているのか、教えていただければと思います。

○木村会計課長 会計課でございます。

警察本部の施設の復旧の状況につきましては、契約の率としましては約90.7%の契約ということで、工事は進んでおりますものの、今その工事が完了したというものにつきましては、玉名警察署の復旧でありますとか、交番の復旧ということで、まだ多くの案件につきましては工事中という状況でございます。

○猿渡施設課長 学校施設の復旧状況について申し上げます。

まず、県立学校につきましては、これは11月末現在で県立学校が72%の工事完了になっております。残り12校ほど復旧が必要な、まだ継続中でございます。それから市町村立学

校につきましても同じく72%まで復旧が完了しているところでございます。

いずれも、今年度末に95%まで、学校数ベースとしては復旧が完了する見込みでございます。

以上です。

○吉永和世委員 不調、不落が続いているという状況で、ちょっと心配していたのですが、しっかり頑張っていただいて、ここまでできているということで御尽力いただいたことに感謝申し上げます。引き続き、早急な復興、復旧に向けて頑張っていただければと、お願い申し上げます。

○浦田祐三子委員長 ほかに警察本部に係る質疑はありませんか。——よろしいですか。

なければ、これで警察本部に係る質疑を終了します。

引き続き、教育委員会に係る質疑はありませんか。

○吉田孝平委員 済みません。6ページの文化課で、設計変更で繰り越しになっていますけれども、これは資材とか人件費等の高騰による設計変更なのか、そこを教えていただきたいと思います。

○岡村文化課長 文化課でございます。

繰り越しの主な理由としましては、特に文化財の中でも建造物については、文化財的価値を維持する設計とかが必要になってくるものですから、その点で少し時間がかかっているというものがございます。

資材が問題になっているものについていえば、上段の鞠智城整備事業なんですけれども、これは芝の張りかえ工事をやるんですけれども、特殊な芝というところなので、それがちょっと入手困難であるという理由で繰り越しが必要となってきたものです。

○浦田祐三子委員長 よろしいですか。

○吉田孝平委員 はい。わかりました。大丈夫です。

○浦田祐三子委員長 ほかにありますか。

○氷室雄一郎委員 教育政策課ですけれども、教育センターも被災を受けとるんですか。トイレの部分だけなんですか。どうなんですか。

○江藤教育政策課長 教育政策課でございます。

地震によりまして被害を受けたほうは、下段のほうの教育災害復旧費のほうになります。で、理科棟というものが全部崩れてしまいました。で、ここに上げとります教育センター災害復旧事業というのは、現在、宿泊棟というのがあるんですけれども、それを理科棟の用途に改修しようとする工事が今回繰越明許をお願いする1億6,400万円でございます。

その上段のほうで御説明しました教育センター施設整備事業というのは、地震とは関係なく、トイレを改修しようという設計でございます。

○氷室雄一郎委員 災害復旧のところは宿泊施設がありましたね。そこはしかし壊れてはなかったんですかね。それを理科棟の何かそういうものに改修するためのものなんですか。そこだけが被災したて、ちょっと、何か理解できぬですよ。

○江藤教育政策課長 被災した理科棟のかわりに、宿泊棟を理科棟として活用しようというところで改修を予定している事業でございます。

○氷室雄一郎委員 そうすると、ここは研修等はその間に行われないうことになる。どうなんですか。支障があるわけですがけれども。

○江藤教育政策課長 支障がないように、運用といたしますか、活用をするような計画、予定をしております。

○氷室雄一郎委員 改修をする——こっこの理科棟がやられていて、改修して、その期間には研修等は今までどおり行われないう心配がありますよね。

○江藤教育政策課長 教育政策課でございます。

いろいろな県立高校の施設などを活用させていただいて、理科の研修は現在やっております。

○氷室雄一郎委員 支障はあるということなんですか。あんまりないということであればそれでいいんですけども。

○浦田祐三子委員長 支障はない——江藤課長。

○氷室雄一郎委員 もういいです。余りよくわからんばってん。

もう一つは、これも施設課ですけども、特別支援学校の復旧の部分で御説明を受けたわけですけども、大変困難をされていると思うんですけども、今学校内の教育といたしますか、現場で非常に難しい問題があるわけですが、施設の面で非常に御苦労されているわけですけども、この特別支援学校については、平成31年の4月までは何とか可能ということなんですかね。

○藤田特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

31年4月には東部支援学校を開校するというところで、そこで受け入れが図られるわけですが、それまでの間につきましては、現状の施設で何とかやりくりをしながらやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○磯田毅委員 同じことだったんですけども、8ページの、東部支援学校は開校がされると、入札不調で、で、どれぐらいおくれで、その間、聾学校、盲学校あたりで分散して教育されるということですけども、これは要望ですけども、なるべく子供たちに影響のないような、その分散することで不都合が起きないようなやり方をお願いしたいと思いますし、まあ、内容をちょっとお知らせください。

○藤田特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

東部支援学校(仮称)でございますけれども、一応、開校自体は31年4月ということではないというふうに思っております。

工事の竣工の時期でございますけれども、今のところでございますけれども、6月ぐらいになるのかなというふうな想定がございます。ただ、その間の盲学校、聾学校の件でございますけれども、当然、盲学校、聾学校の教育には影響が出ないように、最大限努力をいたしますし、あわせて、そのようなこと、安全、安心のことでありますとか、そういったことも、盲学校、聾学校の関係者と協議をしながら、安全に、適切にやってまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○磯田毅委員 よろしくお願ひいたします。

○浦田祐三子委員長 要望でよろしいですか。

ほかにございませんか。

○高木健次副委員長 7ページの施設課なんですけれども、あの実習船・熊本丸かな。設計等に時間を要しているということですが、もう建造に入っているんですかね、これは。そのスケジュールをちょっと教えてください。

○猿渡施設課長 施設課です。

今の状況はまだ設計の段階でございまして、実工事には来年度から恐らく入れるのではないかと見られているところです。年度内に最終設計を確認した上で着工、着工といいますが、ドッグ内で製造する形ですけれども、それを年度末か来年早々ぐらいい取りかかるというふう聞いております。

○高木健次副委員長 来年度に着工予定ですよ。

○猿渡施設課長 予定です。

○高木健次副委員長 来年度に。と、完成は何年、予想では。

○猿渡施設課長 完成は平成30年の12月ごろ、ただ、試験航海とか、そういったものもございしますので、完成は12月ぐらいなんですけれども、それから試運転等やって、実際竣工するのは2月から3月というふうに予定しております。

○高木健次副委員長 30……

○猿渡施設課長 31年の2月から3月です。

○高木健次副委員長 31年の2月ぐらい、予

定は。予定でいいです。

○猿渡施設課長 予定です。

○高木健次副委員長 はい。いいです。

○浦田祐三子委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 なければ、これで教育委員会に係る質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第12号、第39号、第40号、第41号及び第42号について一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外5件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外5件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 それではそのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が2件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

担当課長から説明をお願いします。

○坂本社会教育課長 社会教育課でございます。

お手元の説明資料、その他報告事項の1ページをお願いいたします。

くまもと県民交流館の指定管理候補者の選定結果について御報告します。

1の趣旨についてですが、くまもと県民交流館の次期指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を経る必要があることから、同館を所管する知事部局から、今定例県議会に議案が提出されております。

このことに伴い、同館内に設置する生涯学習推進センターを所管する教育委員会として、本委員会に報告を行うものです。

2の施設の名称は、くまもと県民交流館です。これまでの経緯を御説明しますと、県が平成14年4月に設置したくまもと県民交流館（パレア）では、①NPO・ボランティア支援、②男女共同参画推進、③生涯学習支援などの業務を行っており、平成22年度から、施設管理等の一部業務について指定管理者制度を導入しております。

平成30年度からの次期指定管理に当たっては、民間活力・ノウハウの一層の活用により、県民サービスの向上や行政の効率化を図るため、知事部局環境生活部が所管するNPO活動育成支援業務、男女共同参画推進業務及び教育委員会が所管する生涯学習推進業務について、指定管理者制度を拡充することとしました。

これに伴うくまもと県民交流館条例の改正については、本年6月定例県議会で議決済みでございます。

なお、この条例改正の議案については、環境生活部から提出されておりましたが、本常任委員会でも報告をさせていただいております。

3の指定期間ですが、平成30年4月1日からの5年間です。

4の選定の経緯ですが、平成29年8月に募集要項を公表し、現地説明会を経て、申請がありました2つの団体について、9月28日に外部委員5名から成る候補者選考委員会で審査を行いました。その結果を踏まえ、10月4日に、庁内の指定管理者制度運営会議において、候補者の選定を行いました。

5の選定結果ですが、候補者は、くまもと県民交流館管理運営共同企業体で、次の2ページに記載しております4団体で構成されております。グループの概要ですが、人材サービス及び建物総合管理を専門とする九州綜合サービス株式会社とNPO法人の設立相談や各種書類作成等に関する専門的知識を有するNPO法人RyuSun、生涯学習に関する各種講座等の実績がある熊本日日新聞社及び熊本市男女共同参画センターはあもにいの指定管理者である有限会社ミュージックプランニングで構成されたグループです。

6の選定理由ですが、人材の確保による安定的な運営と現状分析を行った上での提案が高く評価され、選定することとなりました。提案価格はごらんとおりです。

最後に、7の指定管理候補者選考委員会による審査状況等ですが、申請があったのは2団体で、もう一つの団体はみらい創造パレア管理運営協働体でございます。

選考に当たっての基本的な考え方としては、施設の効用の最大限の発揮と人的、財政的基盤を重視し、また、県業務の一部を指定管理者の業務とすることから、事業計画の内容や職員の配置計画を重視しました。

選考委員会からの意見は、先ほど6の選定理由で御説明したとおりで、得点状況は一番下に記載のとおりです。400点満点となっております。

3ページは、外部委員から成る選考委員会の委員の名簿でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○岡村文化課長 文化課でございます。

お手元の説明資料、その他報告事項の4ページをごらんください。

創造的復興に向けた重点10項目について御報告いたします。

熊本地震からの復旧、復興を一日も早く、また確実に進めていくために、復旧・復興プランにおいてロードマップを示した28項目のうち、重点的に取り組む10項目を選び、進捗を管理することで、復興全体の加速化を目指しております。

今回、平成31年度末の到達イメージに至る各項目の現時点、11月末時点ですけれども、現時点での行程を一覧表として整理しました。

蒲島県政3期目における熊本地震からの復旧、復興の進捗状況を俯瞰する形でお示しする目的で、他の委員会でも御報告しており、教育警察常任委員会でもこの一覧表を御報告するものです。

それでは、教育警察常任委員会に関連する項目である④熊本城の復旧について御説明させていただきます。

熊本城については、現在、熊本市において、天守閣等復旧工事や見学のための説明板設置が行われております。また、熊本城復旧基本計画策定委員会で、現在復旧手順などを定めた基本計画の策定を進めているところです。天守閣については、2019年の国際スポーツ大会までに外観が復旧することを目指しています。

県としても、熊本地震からの復興のシンボルである熊本城の復旧は大事なものと考え、国と連携し、積極的に市を支援してまいります。

なお、新たな動きとして、復旧過程を公開することについて、観光や教育資源として活用することや、県民の早期公開への期待が大きいこと、また、あわせて、来場者の安全確

保のため、見学通路の整備を熊本市が検討しております。

引き続き、熊本城の復旧を初め、復旧、復興全体を着実にかつスピード感をもって進めていきたいと考えております。

引き続き、委員の皆様への御理解と御指導をよろしくお願いいたします。

以上です。

○浦田祐三子委員長 報告が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○山本秀久委員 今大体説明を受けたけど、大体の実態の把握もまだ我々はわかっていないんだよ。だから質問のしようがないわけだ。不明等なところが、現場へ行って見る状態ではないからね。今説明を受けた中で、それを信用して、完璧に復興の兆しがあるということはあるけれども、それでよければうまくいってるんだなという、それが本当ならそれでいいんだということ、質問のしようがないわけですよ。それだけ。

○浦田祐三子委員長 よろしいですか。

○磯田毅委員 パレアの1年間どれだけ、参加者といいますか、それはその推移も含めて、大体どれくらい利用されているのか、ちょっと教えていただければ。

○坂本社会教育課長 社会教育課でございます。

パレアの昨年度1年間の利用者総数は約35万人でございます。

それから、生涯学習推進センターで主催しております講座につきましては、主な講座になりますと県民カレッジ、これが年間約90講座で、受講者は、地震のなかった27年度ですと、延べで4,500人程度の受講者になってお

ります。受講者は大体増加傾向にございます。

それから、情報ライブラリーといいまして、図書とかDVD等を貸し出すコーナーもございますが、こちらは、昨年度の利用者が約1万9,000人でございます。

それから、学習相談と申しまして、県民の方とか市町村からもろもろの相談を受けておりますが、これが大体年間700～800件程度でございます。そのうち講師の紹介が、これも例年70件程度となっております。

大体以上のような状況でございます。

○浦田祐三子委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか

ちょっと私も関連でよろしいですか。

パレアの施設の整備に関しましてはどこの所管されているんですか。

○坂本社会教育課長 施設全体は環境生活部の所管になっておりますので、男女参画・協働推進課になります。

○浦田祐三子委員長 以前ちょっと話を伺ったのが、音響が余りよくないということを利用者の方から伺いまして、改善していただければという要望もありましたので、ちょっとその点も考慮していただければなと思います。

○坂本社会教育課長 担当課のほうに、利用者の御意見ということで伝えたいと思います。

○浦田祐三子委員長 よろしくお願ひします。

ほかにありませんか。

なければこれで報告に対する質疑を終了いたします。

ここで、私のほうから1つ御提案がござい

ます。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取り組みの一つといたしまして、一昨年から、常任委員会ごとに、1年間の常任委員会としての取り組みの成果を2月定例会終了後に、県議会のホームページで公表することとしております。

つきましては、これまで各委員から提起された要望、提案等の中から、執行部において取り組みの進んだ項目について、私と副委員長で取り組みの成果(案)を取りまとめた上で、2月定例会の委員会委員の皆さんへお示しし、審議をしていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 それではそのようにさせていただきます。

最後に、その他で委員の先生方から何かございせんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして第5回教育警察常任委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午前10時56分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

教育警察常任委員会委員長